

「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について

区は、いじめ対策に係る基本理念やいじめを防止するための区、学校、教員及び保護者の責務、いじめ問題対策委員会等の基本的な対策等を盛り込んだ「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」(以下「条例」という。)の制定に向けて、子ども等からの意見聴取を行うなど、以下のとおり取り組むこととする。

1 条例制定の必要性

区におけるいじめ対策については、これまで、杉並区いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、学校と教育委員会事務局とが連携協力して取り組んできたところであるが、近年、いじめ問題は多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にある。

令和5年度においては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が4件発生するなど、これまでになく厳しい状況となっていることから、学校と教育委員会事務局のみならず、区長部局も含め、区が一体となって、今後のいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに条例を制定する。

2 検討の進め方

(1) 杉並区いじめ問題対策委員会における審議等

杉並区いじめ問題対策委員会条例第3条の規定に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会において、条例の制定に関して必要な事項について審議を行い、委員からの意見聴取を行う。

(2) 区民等からの意見聴取

条例に規定するいじめ対策に係る基本理念、いじめを防止するための区、学校、教員及び保護者の責務等について、子ども、保護者、教職員等の意見を幅広く反映させるための意見聴取を行う

○子どもからの意見聴取は、ふれあい(いじめ防止強化)月間に毎年度実施しているいじめの発見等を目的としたアンケートと併せて、各自のタブレット端末から、いじめを防止するために必要と思うことなどについて回答するアンケートを実施する。

○保護者、教職員等からの意見聴取は、定期的で開催される区立小中学校の校長会やPTA団体との協議の場において、意見を聴取する機会を設けるほか、保護者連絡用アプリを活用したアンケートを実施する。

○上記の取組を踏まえて条例骨子案を策定し、杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

(3) 庁内各課との情報共有及び連携

区における子どもの権利擁護をより一層推進するため、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組が進められているところであるが、条例の検討経過や杉並区いじめ問題対策委員会での議論等については、庁内関係各課と緊密に情報を共有し、連携を図っていくこ

ととする。

3 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和6年6月～ 子どもからの意見聴取
保護者、教職員等からの意見聴取
- 7月～ 杉並区いじめ問題対策委員会における調査審議
- 9月 令和6年第3回区議会定例会に条例骨子案を報告
- 10月 区民等の意見提出手続
- 令和7年2月 令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出
- 4月 条例施行